

# 福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画 小田部地区地区計画を次のように決定する。

|                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 名               | 称         | 小田部地区地区計画   |
| 位               | 置         | 福岡市早良区<br>小田部六丁目，小田部七丁目，南庄四丁目及び南庄五丁目  |
| 面               | 積         | 約 15.3 ha   |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区施設の目標   | <p>当地区は本市の都心部より西約7kmに位置し、室見川に接した比較的自然に恵まれた農地である。</p> <p>地区周辺においては室見団地をはじめとして、宅地化の進行が著しく、当地区は今後ミニ開発やスプロール等による環境悪化を招くおそれがある。</p> <p>このため、基盤施設の秩序ある整備を積極的に誘導し、良好な居住環境の形成と合理的な土地利用の増進に資することを目標に本計画を定める。</p> |
|                 | 土地利用の方針   | 良好な中高層住宅地としての形成に努める。  |
|                 | 地区施設の整備方針 | <p>都市計画道路小田部姪浜線を基軸に区画道路（幅員6m）を一体的に配置する。</p> <p>配置にあたっては適正な規模の街区形成に留意するとともに既存道路の活用や地権者間の負担の均衡に配慮する。</p>  |

| 地備区計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 名称   | 幅員  | 延長      | 摘要 |
|-------|-------------|----|------|-----|---------|----|
|       |             |    | 区画道路 | 6 m | 約 750 m |    |

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

当地区はかなりの部分が既存市街化区域内における都市的未利用地であり、今後の都市的土地利用にあたって、良好な居住環境の形成を誘導すべく本案のとおり決定するものである。

